

議事録の紙媒体からの電子化業務委託  
入札説明書

(令和3年8月18日)

一般財団法人埼玉県教職員互助会

# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県財務規則第18号、以下「財務規則」という。）のほか、本件調達に係る入札公告に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

調達等件名 議事録の紙媒体からの電子化業務委託  
数 量 一式  
入札公告及び仕様書のとおりとする。

## 2 競争入札参加者に必要な事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県の契約に係る指名停止等措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 日本国内の企業又は地方公共団体において、同様の業務の実績が過去5年以内にあること。
- (5) プライバシーマークの認証資格を有していること。

## 3 仕様書等に関する質問及び回答等

### (1) 質問票の受付

仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりファクシミリにより質問票（別紙様式2）を提出すること。その際、電話により着信の確認を行うこと。

なお、受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

#### ア 受付期間

令和3年8月24日（火）午後5時まで

#### イ 提出先

一般財団法人埼玉県教職員互助会  
（埼玉県教育局教育総務部福利課 経理担当）

電 話 048-830-6691

F A X 048-824-2638

### (2) 質問票への回答

質問に対する回答は、次のとおりホームページ上に通知する。

\*回答日時 令和3年8月30日（月）午後5時まで

一般財団法人埼玉県教職員互助会ホームページ

#### 4 競争入札参加資格の確認

##### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

競争入札参加者は、令和3年9月2日（木）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1。以下「確認申請書」という。）及び確認申請書に示す必要な添付資料を郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、郵送の方法は「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかにより郵送しなければならない。

##### (2) 結果通知

入札参加資格の有無について審査し、令和3年9月6日（月）までに、その結果を各競争入札参加者に通知する。

なお、参加資格が「なし」の場合は、その理由を付する。

##### (3) その他

ア 確認申請書等を提出した者は、入札事務の担当者から提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 一般財団法人埼玉県教職員互助会（以下、「互助会」という。）は、提出された確認申請書等を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 提出期限以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

カ 入札参加資格「有」の通知を受けている競争入札参加者であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### 5 入札の仕様等に関する説明会

開催しない。

#### 6 入札及び開札

(1) 競争入札参加者又はその代理人（以下「競争入札参加者等」という。）は、入札説明書、仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義があるときは、14に掲げる照会先に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 競争入札参加者等は、別紙様式3による入札書を郵送により提出しなければならない。提出の方法は別添「郵便入札の留意事項」とおり。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札書の提出期限は、別添入札公告書のとおりとする。

(5) 競争入札参加者等は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 調達案件名

イ 入札金額

ウ 競争入札参加者本人が入札する場合は、その住所、氏名（法人の場合は、その所在地、商号又は名称及び代表者の氏名）並びに押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、競争入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、商号又は名称及び代表者の氏名）並びに当該代理人の氏名及び押印

なお、代理人が入札する場合は、入札権限等に関する委任状（別紙様式4）も併せて提出しなければならない。

(6) 競争入札参加者等は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(7) 競争入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(8) 入札執行権者は、競争入札参加者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(9) 競争入札参加者等は、仕様書に明記した一切の諸費用を含めたうえで、入札金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(10) 競争入札参加者等は、契約書（案）に基づき請負代金の支払方法等の契約条件を十分考慮した上で入札金額を積算するものとする。

(11) 上記2に定める競争入札参加者に必要な資格のない者で、審査申請書を提出した者が、開札時に競争入札参加者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る審査資格が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札者は落札決定の対象としない。

(12) 開札の日時及び場所は、別添入札公告書のとおり。

(13) 開札は、入札関係職員が出席して行うものとする。ただし、競争入札参加者等は立会人として出席することができる。競争入札参加者等が立会人を希望しなかった場合は、入札事務に関係のない職員を立会人とする。

(14) 開札会場には、競争入札参加者等並びに入札関係職員及び入札事務に関係のない職員以外の者は入場することができない。

(15) 競争入札参加者等は、開札時刻後においては、開札会場に入場できない。

(16) 競争入札参加者等は、開札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に確認通知書及び身分証明書を提示しなければならない。

(17) 競争入札参加者等は、特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、入札が終わるまで開札会場を退場することはできない。

(18) 入札執行権者は、開札会場に次の各号の一に該当する者がいると認めた場合には、該当者を開札会場から退場させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

- (19) 競争入札参加者等は、本件調達に係る入札について他の競争入札参加者の代理人になることができない。
- (20) 開札をした場合において、競争入札参加者等の入札のうち、予定価格を下回る価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その際、入札執行権者は、事前に提出のあった「2回目」の記載のある封筒を開封し、封筒内の入札書をもって再度の入札とする。
- (21) 再度入札を行っても落札者がいないときは、一般財団法人埼玉県教職員互助会会計規程第45条第1項第10号の規定により随意契約を行うものとする。

## 7 入札保証金

- (1) 競争入札参加者等は、後記(7)又は(8)により入札保証金を免除される場合を除いては、入札書の提出期限までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い互助会に納付しなければならない。
- (2) 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。
- また、計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (3) 入札保証金に代わる担保の種類及びその価値は、次に掲げるところによるものとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	鉄道債権その他の政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等※が振出した小切手	小切手金額
エ	銀行等※に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
オ	銀行等※又は保証事業会社の保証	その保証する金額

※ 上記ウ～オの「銀行等」とは、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。

- (4) 競争入札参加者等は、入札保証金を納付する場合には、次のアかイのいずれかの方法により納付するものとする。

ア 互助会が発行する「納付書兼領収書（3枚綴り）」により、入札保証金相当額（上記(2)の額）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込む。この場合には、当該「納付書兼領収書」の写しを入札書の提出期限までに入札書とともに提出するものとする。「納付書兼領収書」は、該当の者のみに配布する。

イ 開札日に、現金で納付する。その際、担当あて事前に連絡を入れるものとする。

(5) 契約の相手方が決定したときは、互助会は、入札保証金等を納付した非落札者に対して、次のいずれかの方法により当該入札保証金等を還付するものとする。

ア 上記(4)のアの方法による場合には、当該「納付書兼領収書」(写しでも可)を添付した請求書により還付する。

イ 上記(4)のイの方法による場合には、「入札保証金払出請求書」により還付する。「入札保証金払出請求書」は、該当の者のみに配布する。

(6) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、互助会に帰属する。

(7) 競争入札参加者等は、埼玉県財務規則第93条第2項第3号に基づき入札保証金の納付の免除を希望する場合には、次の条件をすべて満たす契約書の写し及び履行を証明する書類(様式は該当の者のみに配布する)を、令和3年9月9日(木)までに14の機関に提出しなければならない。

ア 過去2年間に、国(日本郵政公社を含む。)、地方公共団体又は日本国内の互助団体(都道府県以上の規模に限る)と締結したもので、適正に履行したものの

イ 今回競争入札に付する業務と、種類及び規模がほぼ同じもの

ただし、上記ア、イを満たす契約を過去2年間に複数回締結(契約の相手方は必ずしも同一でなくてよい。)していることを前提とする。

(8) 上記(7)に該当しないにもかかわらず入札保証金の納付の免除を希望する競争入札参加者等に対しては、保険会社との間で互助会を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、「保証保険証書納付書」に必要事項を記入の上、入札書の提出期限までに当該保険証書を提出した場合に限り、互助会は入札保証金の納付を免除する。

この場合、契約の相手方が決定したときは、互助会は「保証保険証書還付請求書」により当該保険証書を還付する。なお、「保証保険証書納付書」、「保証保険証書還付請求書」は該当の者のみに配布するものとする。

(9) 落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

## 8 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

(1) 競争入札参加者に必要な資格のない者が提出した入札書

(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書

(3) 入札者の押印のない入札書

(4) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書

(5) 押印された印影が明らかでない入札書

(6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書

(7) 代理人で委任状を提出しない者が提出した入札書

(8) 他人の代理を兼ねた者が提出した入札書

(9) 2通以上の入札書を提出した者が提出した入札書

(10) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書

(11) その他入札の条件に違反した入札書

## 9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格を下回る最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者の立会人にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価の入札した者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (4) 落札者が決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、互助会ホームページに掲載することにより通知する。
- (5) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 10 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、指定の期日までに契約金額の10分の1以上に相当する金額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（以下「契約保証金等」という。）を納付しなければならない。なお、上記7(9)により、契約保証金に充当した金額が契約金額の10分の1に満たない場合、契約の相手方はその差額分を互助会が発行する「納付書兼領収書（3枚綴り）」により、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むものとする。
- (2) 契約保証金に代わる担保及びその価値は、次に掲げるところによるものとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	鉄道債権その他の政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等※が振出した小切手	小切手金額
エ	銀行等※に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
オ	銀行等※又は保証事業会社の保証	その保証する金額

※ 上記ウ～オの「銀行等」とは、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。

- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等については、契約に基づく業務が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときに、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）を添付した請求書により還付する。

11 契約書の作成

- (1) 契約の相手方決定後、決定通知を送付する。
- (2) 契約にあたっては契約書を2通作成し、互助会と契約の相手方が各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

12 契約条項・支払条件

別添契約書（案）のとおり

13 その他必要な条件

競争入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用についてはすべて当該競争入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が負担するものとする。

14 入札・契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

（郵便番号） 330-0063

（所在地） 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階

（機関名） 一般財団法人埼玉県教職員互助会

（埼玉県教育局教育総務部福利課 経理担当）

（電話番号） 048-830-6691